

ID: 142

担当部署: 町民課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町介護保険条例 第14条第1項		
例規番号	平成12年 条例第2号		
<p>【根拠条文】 (延滞金)</p> <p>第十四条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額が二千元以上(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該納付金額につき年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から三箇月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に百円未満の端数がある場合又は当該延滞金額の全額が千円未満である場合においては、当該端数金額又は当該延滞金額の全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日